

IKC光 インターネットサービス契約約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

株式会社伊豆急ケーブルネットワーク（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。）およびその他の法令に従うとともに、当社の定めるIKCサービス契約約款（以下「共通約款」といいます。）およびIKC光 インターネットサービス契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）に基づき、IKC光 インターネットサービス（以下「基本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条 (約款の変更)

当社は、次条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によるものとします。

2. 基本サービス約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第3条 (用語の定義)

基本サービス約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
集合共同引込	加入者引込線1回線から、2世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電氣的設備
電気通信回線	加入者が電気通信事業者（法第9条の登録を受けた者をいいます。）から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備および、これと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
放送ONU	電気通信回線設備のうち、光ファイバーケーブルを同軸ケーブルに変換し、放送用の電気信号を建物に供給する設備
通信ONU	電気通信回線設備のうち、光ファイバーケーブルをLANケーブルに変換し、インターネットサービスを提供するための設備のうち、当社の保有する無線LAN（Wi-Fi）機能を内蔵しない機器
無線LAN内蔵通信ONU	電気通信回線設備のうち、光ファイバーケーブルをLANケーブルに変換し、インターネットサービスを提供するための設備のうち、当社の保有する無線LAN（Wi-Fi）機能を内蔵した機器
HCNA子機	集合共同引込において、HCNA方式によるインターネットサービスを提供するための設備（HCNA親機を含みます。）のうち、当社の保有する無線LAN

	(W i e F i) 機能を内蔵しない機器
当社施設	放送センターから放送ONUの出力端子までの施設および光分配器と通信ONUの間の光ケーブル
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内にあるもの
機器	基本サービスの利用にあたって使用する通信ONUおよび付属品の総称
自営端末設備	加入者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
通信ONU等	通信ONU、無線LAN内蔵通信ONU、HCNA子機
回線相互接続	法第32条の規定に基づいて当社の電気通信回線と当社以外の電気通信事業者の電気通信回線を相互に接続すること
技術基準等	電気通信事業法52条の規定に基づき当社が総務大臣の認可を受けて定めるデジタルデータ伝送サービスに係わる端末設備等の接続の技術的条件および電気通信事業法端末設備等規則(昭和60年郵政省令31号)で定める技術基準
サーバ	基本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器
ホームW i e F i	無線LAN内蔵通信ONUの標準機能
W i e F i 設定コード	ホームW i e F i を利用する際に必要なID、パスワード等
ドメイン名	所定の管理機関や指定事業者等より割り当てられたインターネット上の所在を示す識別子名
インターネットアドレス	インターネットプロトコルとして定められている32bitまたは128bitのアドレス
マルウェア	コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の悪意あるソフトウェアの総称
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条 (基本サービスの内容)

当社は、F T T H回線網を介してインターネット接続サービスを提供します。

- 基本サービスで提供するサービス品目は次の通りとし、そのサービス内容については、料金表に定める通りとします。

(1) 一般用

サービス品目
光NET スタンダード 1ギガ、光NET スタンダード 100メガ、光NET エキスパート 10ギガ、光NET エキスパート 1ギガ、光NET エキスパート 100メガ、光NET 10メガ、光NET 1メガ

(2) 建物基本契約 (HCNA方式) を締結している建物の居住者専用

サービス品目
光NET マンション 100メガ、光NET マンション 200メガ

- 前項(1)一般用いずれかのサービス品目を利用する場合、次の標準機能を利用することができます。

標準機能
メールアドレス(5個)、どこでもメール

4. ケーブルインターネットサービス契約約款によるケーブルインターネットサービスに加入していた場合で、基本サービス約款による基本サービスに契約を移行した加入者（以下「既契約者」といいます。）のうち、2022年6月30日以前より加入していた加入者は、前号に定める標準機能として、「FTP アカウント」が含まれます。
5. 「光 NET スタンダード 1 ギガ」、「光 NET スタンダード 100 メガ」は、別途 IKC メッシュ Wi-Fi サービス利用規約に定める別表 2. 月額利用料金に定める (2) の料金表を適用します。
6. 「光 NET マンション 100 メガ」、「光 NET マンション 200 メガ」は、別途 IKC メッシュ Wi-Fi サービス利用規約に定める別表 2. 月額利用料金に定める (3) の料金表を適用します。
7. 「光 NET スタンダード 1 ギガ」、「光 NET スタンダード 100 メガ」は、別途伊豆急ケーブルネットワーク ユーザーサポート利用規約に定める「サポート無料サービス」に関する特約に準じ、同規約別表 3. 作業内容およびサービス料金表に定める対象の項目を割引して実施いたします。
8. 当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上で掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第5条 （オプションサービス種目）

オプションサービスのサービス種目は、次のとおりとします。

オプションサービス種目
追加メールアドレス、追加メールリングリスト、メールウイルスチェック、迷惑メールチェック

2. 既加入者のうち、2022年6月30日以前より加入していた加入者は、前号に定めるオプションサービス種目として、「ホームページURL追加」および「ホームページ容量追加」が含まれます。ただし、新規申込の受付は終了しています。
3. 前条（基本サービスの内容）第2項に定める（1）一般用以外のサービス品目を利用する場合、本条に定めるオプションサービスの申し込みはできません。
4. 当社は、オプションサービス種目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第6条（みるプラス）

当社および提携事業者のネットワーク網および設備等を使用して当社が提供する映像その他のコンテンツを視聴することができる映像配信サービスを「みるプラス」といい、別に定める IP-VOD「mil plus（みるプラス）」サービス契約約款により提供するものとします。

第7条 （利用契約の単位）

利用契約の締結は、加入者引込線 1 回線毎に行うものとします。

2. 加入者引込線 1 回線により加入する世帯が複数世帯となる場合には、利用契約を締結する単位を世帯（事業所、店舗等も同様とする）毎とします。なお集合共同引込の場合には、原則として別途建物基本契約の締結をした後、各世帯を単位として利用契約を締結するものとします。

第8条（申し込みの承諾）

当社は、利用契約の申し込みがあったときは、原則として受け付けた順序にしたがって承諾するものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。
3. 利用住所が、集合住宅の場合は、原則として建物基本契約の締結または当社と建物代表者の間で建物の使用承諾に関する取り決めが交わされている場合に限り承諾するものとします。

第9条（当社が行う基本サービス提供の制限）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、基本サービスの提供を制限することがあります。

- （１）天災地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき
 - （２）加入者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
 - （３）加入者に送信される電子メールの送信元（ドメイン名・電子メールアドレス・インターネットアドレス等）が虚偽または実在しないと当社がその時点で判断したとき
 - （４）加入者に送信される電子メールの送信元が、当社所定の基準により制限する必要があると判断した電子メールの送信元であったとき
 - （５）加入者が閲覧しようとするホームページ・画像・映像等、その他加入者が接続しようとする通信対象（以下「通信対象」といいます。）が、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会から当社に提供される児童ポルノ関連ページ等のリスト（以下「リスト」といいます。）の内容に合致したとき
 - （６）通信対象が、リストと同一ドメイン名で管理されているとき
 - （７）第12条（加入者の維持責任）第3項または第4項の規定の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備、自営電気通信設備、回線終端装置等を当社の電気通信設備から取り外さなかったとき
2. 当社は、前項第1号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 3. 当社は、第1項第2号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 4. 当社は、第1項第3号または第4号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく、電子メールの受信を拒否または配信を遅延させることがあります。
 5. 当社は、第1項第5号または第6号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します。
 6. 当社が本条の規定により、基本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
 7. 基本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
 8. 第1項第2号の規定により当社が基本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合は、当社は、基本サービスの提供を停止または休止することがあります。また、共通約款第6条（利用契約の単位と有効期間）第3項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。

第2章 サービスについて

第10条（機器）

通信ONU等については、貸与による利用のみとなり、購入することはできないものとします。

2. 加入者が当社より貸与を受ける通信ONU等については、故障が生じた場合、当社が認める場合を除き、加入者は通信ONU等の交換を請求することができないものとします。

第11条（当社による維持管理）

当社は、当社施設を法および電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）の規定に適合するよう維持するものとします。

第 12 条（加入者の維持責任）

加入者は、当社の電気通信設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備を、善良な管理者の注意をもって取り扱い、基本サービス約款に適合するよう利用するものとします。

2. 加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、加入者はその修復に要する費用を負担するものとします。
3. 当社は、電気通信回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者にその自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合加入者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾するものとします。
4. 前項の検査を行った結果、自営端末設備が前項の技術基準等に適合していると認められないとき、加入者は、その自営端末設備を電気通信回線から取り外すものとします。
5. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 13 条（修理または復旧の順位）

当社は、当社の電気通信設備が故障、滅失した場合に、その一部または全部を修理または復旧することができないときは、法および施行規則第 55 条および第 56 条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、この規定に従った順序でその電気通信設備を修理または復旧するものとします。

第 14 条（回線相互接続の請求）

加入者は、加入者回線の終端に接続されている端末設備等を介し、加入者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線との相互接続を請求することができるものとします。この場合、次の各号を記載した当社所定の書面を提出するものとします。

- （1）接続を行う場所
- （2）接続を行う当社以外の電気通信回線に係わる電気通信事業者の氏名または名称
- （3）その他、接続の請求内容を特定するための事項

2. 当社は、前項の請求があった場合、その接続に関し、公衆網と相互接続するとき、または基本サービス約款もしくは利用規約に違反するとき、もしくは当社以外の電気通信事業者の承諾が得られないときを除き、その請求を承諾するものとします。

第 15 条（回線相互接続の変更）

回線相互接続の変更をしようとするときは、加入者は事前に書面により当社に通知するものとします。この場合、当社は前条（回線相互接続の請求）の規定に準じて取り扱うものとします。

第 16 条（回線相互接続の廃止）

回線相互接続の廃止をしようとするときは、加入者は事前に書面により当社に通知するものとします。

第 17 条（オプションサービスの制限）

当社は、加入者が第 9 条（当社が行う基本サービス提供の制限）第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を制限することがあります。

2. 当社は前項の規定により、特定のオプションサービスに限って提供を制限するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対しその理由および制限期間を当社の定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第18条（メールウイルスチェックの内容と免責事項）

メールウイルスチェックを利用する加入者は、加入者のメールまたはメーリングリストの送受信時に当該メールに含まれるウイルス（以下「メールウイルス」といいます。）について、当社がその時点で妥当と判断する基準（以下、本条において「基準」といいます。）に基づき、当社サーバにてメールウイルスを除去し、安全度の高いメール送受信を行うことができます。

2. その時点で当社の基準に該当せず、当社サーバにて除去することができなかったメールウイルス、およびメール以外の手段により頒布されるウイルスによってメールウイルスチェックを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、当社は責任を負わないものとします。
3. 当社は、メールウイルスチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によるメール（添付ファイルを含みます。）の損失等、メールウイルスチェックを利用する加入者および第三者の損害について、一切責任を負わないものとします。

第19条（迷惑メールチェックの内容と免責事項）

迷惑メールチェックを利用する加入者は、加入者の承諾なく一方的に送信される電子メールや一般的に不快感、嫌悪感を抱かせる内容の電子メール等を当社がその時点で妥当と判断する基準（以下、本条において「基準」といいます。）と、迷惑メールチェックを利用する加入者が自ら設定した条件に基づき、迷惑メールを当社サーバにて、自動的に判別することができます。

2. 迷惑メールチェックでは、迷惑メールと判別されたメールの一部（件名、その他）に識別情報を付加した上で、迷惑メールチェックを利用する加入者の設定により、当社サーバ上での隔離および迷惑メールの隔離状況の通知を受けることができます。
3. 当社は、迷惑メール判別の精度のほか、迷惑メールチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によって迷惑メールチェックを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、一切責任を負わないものとします。

第20条（追加メールアドレス、追加ホームページURL、追加ホームページ容量の内容）

追加メールアドレス、追加メーリングリスト、ホームページURL追加（以下、「その他追加オプション」といいます。）を利用する加入者は、その他追加オプションにより、標準サービス各機能の最大保持数を増大させることができます。

第21条（IPアドレス種別の内容）

加入者は、IPアドレス種別は、「プライベートIP」を標準で利用するものとします。ただし、利用環境に応じて、当社が特に認める場合は、「グローバルIP」を別途料金表に定める当該コースに申込できるものとします。

第3章 雑則

第22条（通信の秘密）

当社は、法第4条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・搜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処

分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。

3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、加入者の通信の照会に応じることができるものとします。

第23条（注意喚起）

当社は、信頼できる第三者からの情報提供により、マルウェアに感染し得る脆弱性を有する端末のIPアドレスおよびタイムスタンプの情報を受信し、且つ、注意喚起して事前の対処を求めなければ当社の電気通信役務の提供に支障が生ずる蓋然性が具体的にある場合には、必要な限度で、これらの情報と当社が保有する加入者情報や通信履歴等と照合して、当該端末を利用している加入者を特定し、当該加入者に対し、注意喚起を行うことがあります。

第24条（機密保持）

加入者および当社は、基本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差し押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第25条（禁止事項）

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

（1）機器および施設の改変行為

- ①当社から貸与した機器を譲渡、質入れ、転貸する行為、またはそのおそれのある行為
- ②当社から貸与した機器または当社施設を変更、分解、改変または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災地変、または、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではありません。
- ③不正な手段を用いて当社が基本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為

（2）当社の承諾のないサービスの利用行為

- ①基本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為
- ②ID、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為
- ③基本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為。ただし、当社と提携している電気通信事業者のauフェムトセル（VoLTE）に供する場合、もしくは、「第三者利用」に関する特約による場合または、利用開始日より事前に、加入者から当社に対して申し出があり、当社がその申し出を特に認め、覚書を締結した場合は、この限りではありません。なお、加入者は、第三者が基本サービスを利用する場合も本約款等に定める義務を負うものとします。

（3）ソフトウェア、コンテンツおよびデータの不正使用

- ①ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆ア

センプルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為

- ②ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為
- ③ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為

(4) 違法・有害情報に関する行為

- ①当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ②当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ③当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- ④詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- ⑤わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- ⑥薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- ⑦販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- ⑧貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- ⑨無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- ⑩当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある行為
- ⑪第三者になりすまして基本サービスを利用する行為
- ⑫ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある行為
- ⑬無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- ⑭第三者の設備等または基本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- ⑮基本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- ⑯違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- ⑰違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
- ⑱人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- ⑲人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- ⑳その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- ㉑犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- ㉒その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(5) その他

- ①その他、基本サービスの運営を妨げる等、当社が不適当と判断する行為
- ②その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

第26条（情報の削除等）

当社は、加入者による基本サービスの利用が前条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で基本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- （1）前条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します
- （2）第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します
- （3）加入者に対して、表示した情報の削除を要求します
- （4）事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます
- （5）第33条（連絡受付体制の整備について）に規定する連絡受付体制の整備が講じられていない場合、連絡受付体制の整備を要求します

- 2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第27条（著作権）

当社内の加入者のホームページに作成するコンテンツは、加入者自身が著作権を有するもの、または第三者が著作権を有する場合は加入者が事前に著作権者の承諾を得たものでなければならないものとします。

- 2. 加入者は、基本サービスの利用を通じて入手したいかなる情報も、当該情報の著作権者の承諾を事前に得た場合を除き、複製、販売、出版その他いかなる方法においても、加入者自身の私的使用以外に使用してはならないものとします。
- 3. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第28条（コンテンツ）

加入者が、当社サーバ内に開設した加入者のホームページで発信する情報の作成、アップデートは、別途契約による場合を除き、加入者が行うものとし、当社は一切関係しないものとします。

- 2. 加入者が発信する情報は、国内外の法令に違反するものであってはならないものとします。
- 3. 当社は、加入者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有するものとします。
 - （1）加入者のコンテンツを閲覧すること
 - （2）加入者のコンテンツが第25条（禁止事項）各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合にコンテンツの一部または全部の修正あるいは削除を加入者に要求すること
 - （3）加入者が前号の要求に従わないと当社が判断した場合、加入者のコンテンツの一部または全部を削除すること
- 4. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第29条（加入者の義務）

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。

- （1）加入者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと

- (2) 加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
2. 加入者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持するものとします。
3. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第30条（基本サービスの利用様態の制限）

基本サービスの利用契約において、当該サービスに関して使用するドメイン名およびインターネットアドレスは、当社が指定するものとします。

2. 加入者は、前項に基づき指定されたもの以外のドメイン名あるいはインターネットアドレスを使用しても基本サービスを利用することはできないものとします。

第31条（児童ポルノ画像のブロック）

当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、加入者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状態に置くことがあります。

2. 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
3. 当社は、前2項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

第32条（青少年にとって有害な情報の取り扱いについて）

基本サービスを利用することにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号、以下「青少年インターネット環境整備法」といいます。）第2条第11項の特定サーバ管理者（以下「特定サーバ管理者」といいます。）となる場合、同法第21条の努力義務について十分留意するものとします。

2. 加入者は、基本サービスを利用することにより、特定サーバ管理者となる場合、自らの管理するサーバを利用して第三者により青少年にとって有害な情報（青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第1条に規定する情報を除く。以下同様とします。）の発信が行われたことを知ったとき又は自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。

- (1) 18歳以上を対象とした情報を発信していることを分かり易く周知する
- (2) 閲覧者に年齢を入力させる等の方法により18歳以上の者のみが当該情報を閲覧しうるシステムを整備する
- (3) 青少年によって有害な情報を削除する
- (4) 青少年にとって有害な情報のURLをフィルタリング提供事業者に対して通知する

3. 当社は、基本サービスにより、当社の判断において青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第21条の趣旨に則り、加入者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう要求することがあります。
4. 前項に基づく当社の通知に対し、加入者が当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合は、当社は当該加入者の判断を尊重するものとします。
5. 前項の場合であっても、当社は第2項(4)の方法により、フィルタリングによって青少年による当

該情報の閲覧の機会を減少させるための措置を行うことがあります。

第33条（連絡受付体制の整備について）

加入者は、基本サービスを利用することによって、特定サーバ管理者となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、下記の例示する方法等により、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとします。

- （１）基本サービスを利用した情報発信に関する第三者向けの問い合わせフォームを整備すること
- （２）基本サービスを利用した情報発信に関する問い合わせ先のメールアドレスその他の連絡先を公開する事

なお、上記（２）に例示した方法により、連絡を受け付ける体制を整備する場合、当該連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることに加入者は十分留意するものとします。

2. 加入者は、基本サービスを利用するにあたり、情報発信に関するトラブルが生じた場合に備えて、当社が連絡を取りうる連絡先を当社に対し通知することとします。

第34条（損害賠償の免責および特約事項）

加入者が、第12条（加入者の維持責任）第1項、第24条（機密保持）第1項、第25条（禁止事項）、第27条（著作権）、第28条（コンテンツ）第2項および第29条（加入者の義務）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

2. 当社は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて一切の責任を負わないものとします。また、基本サービスの利用契約が終了した際は、当社は速やかに当該加入者のデータを削除するものとし、この場合当社は削除されたデータに関して一切責任を負わないものとします。
3. ホームW i - F i は、全ての自営端末設備の無線L A N接続を保証するものではありません。ホームW i - F i の特性上、加入者宅の環境により電波が届かない場合や、電波状況により通信速度が遅くなる場合があります。
4. ホームW i - F i を提供するにあたり、当社の設置する無線L A N内蔵通信O N U（以下「無線対応機器」といいます。）以降のW i - F i 対象端末の故障は、当社はいかなる責任も負わないものとします。
5. 加入者は必要に応じて、当社から指定されたW i - F i 設定コードにより無線対応機器の設定を行うことができます。ただし、加入者が変更した無線対応機器の設定に関して、当社は通信の保証を行わないものとします。
6. 無線対応機器の初期化操作によって出荷時の状態に戻すことができます。その場合、加入者が変更した無線対応機器の設定を復元することはできません。
7. 無線対応機器を交換した場合、W i - F i 設定コードは変更されます。この場合、W i - F i 対象端末の設定は、加入者が行うものとします。
8. 無線対応機器の脆弱性によって加入者が損害を被った場合でも、その損害について当社はいかなる責任も負わないものとします。
9. ホームW i - F i を提供するにあたり、加入者に生じた損害については、当社はいかなる責任も追わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失が明らかに認められる場合はこの限りではありません。
10. ホームW i - F i を介しての第三者によるW i - F i 対象端末への不正な接続、データの改ざん・漏えい、機器の破損等について、当社はいかなる責任も負わないものとします。
11. 当社は、基本サービスの提供の状態を確認するために、共通約款第41条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用する通信O N U等と電気信号による通信を行うことができるものとします。
12. 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとしま

す。

13. 通信ONUのUSB ポートのご利用はサポート対象外となります。外部機器等の接続、動作、保存データ等について、当社は一切保証しないものとします。

付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、基本サービス約款に特約を付することができるものとします。
- (2) 加入者が基本サービスを解約した後に、「ケーブルインターネットサービス」に利用契約を変更することはできません。ただし、建物設備状況の都合により基本サービスを提供できない、または、基本サービスの提供区域外への転居などの理由により、利用契約の継続ができない場合はこの限りではありません。
- (3) 基本サービス約款は、2023 年 11 月 1 日より施行します。

● 「2 年更新割」に関する特約

1. (申し込み)

次のサービス品目を利用する申込者が、本特約に同意される場合、申込者は料金表に定める 2 年更新割を申し込むことができます。

サービス品目
光 NET スタンダード 1 ギガ、光 NET スタンダード 100 メガ、光 NET エキスパート 10 ギガ、 光 NET エキスパート 1 ギガ、光 NET エキスパート 100 メガ

2. (本特約の変更)

当社は、加入者の同意を得ることなく本特約を変更することがあります。その場合には、料金その他条件は、変更後の本特約によるものとします。なお、本特約を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

3. (契約期間)

- (1) 契約期間は 2 年間とします。
- (2) 契約期間は、対象となるサービス品目の利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とし、2 年間の契約期間が経過することとなる月の末日を満了日とします。
- (3) 加入者が、第 1 項に定める要件を満たさなくなった場合、本割引は当然に終了するものとします。

4. (更新)

本特約の契約期間が満了した場合、本特約の契約は満了日の翌月から同期間更新するものとします。ただし、契約期間満了日の属する月に、加入者より 2 年更新割の解約の申し出がある場合は、この限りではありません。

5. (変更)

加入者が、第 1 項に規定するサービス品目の中でコース変更を行う場合、契約期間は承継されるものとします。

6. (加入者が行う基本サービス提供の一時停止)

加入者が、第 1 項に定めるサービス品目の一時停止を行う場合、当該一時停止の期間と同期間、第 2 項に定める契約期間が延長されるものとします。

7. (月額利用料金)

申込者が支払う月額利用料金は、料金表に定めるとおりとします。

8. (解約)

第 3 項の規定にかかわらず、加入者は毎月末日付にて本割引を解約することができるものとします。この場合、加入者は解約希望日の 10 日前までに当社所定の方法により通知するものとします。なお、

当該サービスの契約満了日の属する月、その翌月および翌々月以外に契約の解除が行われる場合、加入者は料金表に定める契約解除料金を支払うものとします。

●光 NET 10 メガに関する特約

利用条件として、「ケーブルインターネットサービス契約約款」に定める利用契約を締結し、「ocean8」、「スタンダード」、「エコノミー」のいずれかを利用している加入者が、契約変更する場合に限り、「光 NET 10 メガ」を利用することができるものとします。

●光 NET 1 メガに関する特約

利用条件として、「IKC テレビ・プッシュ契約約款」に定める利用契約を締結し、かつ基本サービス約款に定める利用契約を締結している場合、加入者は、テレビ・プッシュの通信回線として、「光 NET 1 メガ」を利用することができるものとします。なお、一加入者につき、料金表に定める月額利用料の機器 1 台分に対してのみ申し込みができるものとし、一加入者が当該「光 NET 1 メガ」を複数申し込むことはできません。

2. 「光 NET 1 メガ」加入者が、前項に定める利用条件を満たさなくなった場合、当社は「光 NET 1 メガ」の契約を解除します。

●「建物割」に関する特約

1. (内容)

集合共同引込の建物において当社が別途定める建物基本契約を締結している場合、かつ加入者が以下のサービス品目を利用している場合、料金表に定める月額利用料から自動的に割引をいたします。

サービス品目
光 NET スタンダード 1 ギガ、光 NET スタンダード 100 メガ、光 NET エキスパート 10 ギガ、光 NET エキスパート 1 ギガ、光 NET エキスパート 100 メガ

2. (本特約の変更)

当社は、加入者の同意を得ることなく本特約を変更することがあります。その場合には、料金その他条件は、変更後の本特約によるものとします。なお、本特約を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

3. (割引期間)

(1) 割引期間は、前項に定める要件を満たした日の属する月の翌月初日を起算日とし、要件を満たさなくなった日の属する月を満了月とします。

(2) 加入者が、前項に定める要件を満たさなくなった場合、本割引は自動的に終了するものとします。

4. (月額利用料の割引額)

別途料金表に定める通りとします。

●「第三者利用」に関する特約

第 1 条 (内容)

加入者が第 25 条 (禁止事項) 第 2 号に規定する第三者に対し、基本サービスの利用を希望する場合、事前に当社に対して申し出があり、当社がその申し出を特に認めた場合に限り、加入者は第三者に基本サービスを利用させることができるものとします。なお、対象のサービス品目は、以下の通りとします。

サービス品目
光 NET エキスパート 10 ギガ、光 NET エキスパート 1 ギガ、光 NET エキスパート 100 メガ

2. 加入者は自らの費用で共通約款第 3 条 (用語の定義) に規定する加入者施設を準備し、自らの責任のもと加入者施設を設置、設定及び管理をするものとします。

第2条（本特約の変更）

当社は、加入者の同意を得ることなく本特約を変更することがあります。その場合には、料金その他条件は、変更後の本特約によるものとします。なお、本特約を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第3条（加入者の義務）

加入者は、第三者に対しても、基本サービス約款を遵守させる義務を負うものとします。

2. 前項の場合、加入者は、第三者が第25条（禁止事項）各号に定める禁止事項のいずれかを行い、または故意または過失により当社に損害を被らせた場合、第三者の行為を加入者の行為とみなして、基本サービス約款の各条項が適用されるものとします。

第4条（加入者の責任）

加入者は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、加入者の責任において自ら対応するものとします。

第5条（免責）

当社は、天災事変、放送衛星・通信衛星の機能停止および不可抗力等、当社の責めに帰すことのできない事由により基本サービスが利用できなかったことに対して、その責任を負わないものとします。

2. 加入者または第三者が基本サービスまたは基本サービスを介して他のサービスを利用することにより、第三者に損害を与えた場合または第三者から損害を受けた場合は、加入者および第三者は、当事者間でこれを解決し、当社に一切の迷惑をおよぼさないものとします。
3. 加入者および第三者に生じた損害については、当社はいかなる責任も追わないものとする。ただし、当社に故意または重大な過失が明らかに認められる場合はこの限りではないものとします。
4. 不正な接続、データの改ざん・漏洩、機器の破損等について乙はいかなる責任も負わないものとします。

第6条（当社が行う本特約の解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約を解除することができるものとします。

- （1）加入者の基本サービス利用状況により、当社が契約する他世帯のサービス品質に影響を与えると判断した場合
- （2）当社が本特約に替わる新サービスの提供を開始する場合
- （3）基本サービス約款に定めた各条項を逸脱した利用が判明した場合
- （4）その他、当社が本特約を使用した基本サービスの継続が不適当と判断した場合